

国際課税のケース・スタディ

いわゆるワン・マン・カンパニーの芸能人等に対する課税について

〔事例〕

当社は著名芸能人Aがその発行済株式総数の100%を所有する米国法人で、いわゆるワン・マン・カンパニーに該当する。

このたびの日本公演に際して総勢約100名のスタッフが来日した。

当該スタッフのうち芸能人に該当する者は少数であり、他は公演に係る裏方で、ステージの設定、照明、器具の整理・運搬等に従事している。

芸能人以外のスタッフは、おおむね、月額ベースの給与を支給されている。

日本公演は3カ所で行われ、1回の公演は1日ないし2日で、日本での滞在期間は2週間程度である。

このような場合、わが国における次の課税関係はどのようになるのか。

- ① 当社に対する法人税の課税
- ② Aを含む芸能人に対する課税
- ③ 芸能人以外のスタッフに対する課税

〔ポイント〕

原則としては、日米租税条約の規定に基づいて課税が行われるので、その該当適用条項につ

いて検討することが必要である。

なお、前提としてその著名芸能人、その他の芸能人及び芸能人以外のスタッフは、いずれも米国の居住者とする。

仮にこれらの者が米国以外の居住者の場合には、その適用される租税条約が異なることとなるので留意が必要とされる。

- ① 日米租税条約におけるいわゆるワン・マン・カンパニーに関する規定
- ② 芸能人に関する規定
- ③ 短期滞在者免税に関する規定

〔検討〕

1 日米租税条約におけるいわゆるワン・マン・カンパニーに関する規定

(1) いわゆるワン・マン・カンパニーについては、日米租税条約第8条（事業所得）の規定の適用が排除されている（同条約第8条(5)(b)）。このことにより、事業所得課税のルール、すなわち源泉地国（本件の場合はわが国）に恒久的施設がなければ課税なし、とする規定の適用がなく、本件のようにわが国に恒久的施設がない（本件のようにわが国での公演回数が3回で、かつ、その滞在の期間が2週間程度であれば、当該ワン・マン・カンパニーがわが国に恒久的

施設を有しないことは明らかである) 場合であっても、法人税法の規定によって課税を受けることとなる。

(2) いわゆるワン・マン・カンパニーの意義
条約の規定上ワン・マン・カンパニーの文言の使用はない。

条約第18条(3) (給与所得及び役員報酬) において、短期滞在者免税の扱いが受けられない者として「雇用者の実質的所有者」を定めているが、このような者が存在する法人につき上述のとおり条約第8条(5)(b)において事業所得条項の規定の適用を排除し、他方、当該実質的所有者に対する短期滞在者免税の規定の適用を排除している。

このような法人が一般にワン・マン・カンパニーと呼ばれるものである。

条約第18条(3)は、次のとおり、当該法人の所得の50%以上が特定個人の人的役務提供に基因するような場合、また当該個人によりその株式等の25%以上を所有されているような場合に、当該個人を「雇用者の実質的所有者」に該当するものとしている。

第18条(3)

「(1)に規定する種類の報酬を受領する個人がその雇用者の実質的所有者である場合において、その雇用者が当該課税年度中に当該他方の締約国内の源泉から取得する所得(その額は、当該個人に支払われる報酬を控除しないで計算する。)の50%以上がその雇用者の実質的所有者である当該個人の労働又は人的役務の提供から生ずるものであるときは、(2)の規定は、当該報酬については適用しない。

この規定の適用上、個人は、その雇用者が法

人その他の団体であり、かつ、自己が次のいずれかの条件を満たすものである場合には、その雇用者の実質的な所有者として取り扱う。

(a) 当該法人その他の団体の議決権のあるすべての種類の株式の総議決権の25%以上又はすべての種類の株式の総価額の25%以上を直接又は間接に所有すること。

(b) 当該その他の団体の資産の25%以上について直接若しくは間接に権利を有し又は当該その他の団体の利得の25%以上に対し権利を有すること。

これらの所有割合を算定するにあたり、その個人の兄弟、姉妹、配偶者、尊属又は卑属が直接又は間接に所有する株式、資産又は権利はその個人が所有するものとみなす。」

本件の場合、貴社は芸能人Aによってその発行済株式のすべてを保有されていることから、上記条約第18条(3)の規定により、Aはその実質的所有者に該当(いわゆるワン・マン・カンパニーに該当)することとなる。

国内法上貴社は法人税法第138条第2号及び第141条第4号ロの規定の適用により、当該公演に基因するわが国で生じた所得につき法人税の申告及び納税が必要とされる。

2 芸能人A及びその他の芸能人に対する課税関係

(1) 芸能人Aは、上述条約第18条(3)の規定により第18条に規定する短期滞在者免税の規定の適用がなく、国内法に基づく課税、すなわち所得税法第161条第8号及び第213条の規定の適用によりその報酬につき20%の税率により源泉徴収課税が行われる。

(2) A以外の芸能人については条約第17条の

規定により、わが国における滞在期間は90日以内であるのでその者の当該課税年度の所得が3,000米ドルを超えない場合には、条約第17条に規定する免税の扱いの適用がある。

3 芸能人以外のスタッフに対する課税関係

芸能人以外のスタッフについては条約第18条等の短期滞在者免税の規定の適用により当該公演に係る給与に対する課税はない。

条約第18条(2)の短期滞在者免税の要件を定めた規定は次のとおりである。

「一方の締約国の居住者である個人が取得する(1)に規定する種類の報酬については、次の(a)から(c)までのことを条件として、他方の締約国の租税を免除する。

(a) その個人が当該課税年度を通じて合計183日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) その個人が当該一方の締約国の居住者の使用人であること又は、当該一方の締約国以外の国の居住者の恒久的施設が当該一方の締約国内に存在する場合に、その個人がその恒久的施設の使用人であること。

(c) その報酬が当該他方の締約国の締約国内に雇用者の有する恒久的施設により報酬として

負担されないこと。」

本件の場合、当該スタッフは、上記の(a)~(c)の条件をすべて充足している ((c)についてはその雇用者である貴社がわが国に恒久的施設を有していないことから、恒久的施設による報酬としての負担の有無の問題は生じない) ことから日本での課税はないこととなる。

〔結論〕

1 貴社はわが国に恒久的施設を有していないが日米租税条約第8条(事業所得)の規定の適用がなく、国内法に基づいて法人税が課される。

2 芸能人Aは、日米租税条約第18条に定める短期滞在者免税の適用対象者から除外されているので、国内法どおり所得税が課される。

3 A以外の芸能人については、当該課税年度の所得が3,000米ドルを超えない場合には、わが国での課税はないこととなる。

4 芸能人以外のスタッフについて日米租税条約第18条の短期滞在者免税の規定の適用によりわが国での課税はないこととなる。

(税理士 小沢 進)

Q&A 移転価格の税務(三訂版)

五味 雄治 編著

A5判・定価3262円(税込み)

米国の新しい規制やOECDの新ガイドラインを踏まえて最新の取扱いを111本のQ & Aと資料で詳解。

財 経 詳 報 社